

監事監査報告

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づいて、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の令和5事業年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

1 監事監査の基本方針

機構は、国の政策を着実に実施していくために、多額の公金を扱う公的な機関として、厳正な業務運営が求められている。監事は、理事長と同様に農林水産大臣から任命された独立の機関として、機構の業務を監査することにより、その健全な業務運営を確保し、内部統制の確立に資する責務を負う。

2 監査の方法及びその内容

監事は、監事監査規程及び監事監査計画に基づき、理事長、副理事長、理事、業務監査室、企画調整部及びその他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報収集及び監査環境の整備に努めた。

役員会、幹部会、年度計画の進捗点検・評価を行う四半期ヒアリング、その他の重要な会議に出席し、かつ決裁文書等を閲覧し、役職員等からその職務の執行状況についての報告・説明を受け、農林水産大臣に提出する書類を調査・作成した。

また、役員（監事を除く。以下同じ。）の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。）について、3地方事務所の監事監査を含め、職員にその整備・運用の状況について必要に応じて説明を求めた。加えて昨年度に引き続き48名の職員への個別非公開インタビューを実施し、業務課題や職場風土等の現況について率直な意見を聴取した。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書並びに事業実績

報告書の会計に関する部分について検証するに当たって、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な監査を実施しているかを監視するため、会計監査人から職務の執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

主として、以上の方法により、機構の令和5事業年度に係る監査を行った。

3 監査結果

- (1) 機構の業務は、国内外の農畜産業を取り巻く環境が変化している中、国民の消費生活に不可欠な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の安定供給を図るために、多額の公的資金を預かって、国の施策を迅速・的確に遂行することである。機構はこの責務を深く自覚し、誇りと緊張感を持った役職員等により、法令等に従い中期目標の着実な達成に向けて運営されているものと認める。
- (2) 役員の職務執行に関する不正・法令違反等の重大な事実等は認められない。
- (3) 会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査方法及び結果は相当であると認める。
- (4) 事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

4 独立行政法人改革に関する基本的な方針等、閣議決定等で特に定められた監査事項

(1) 給与水準の状況

平成17年度以降の給与構造の見直しと、平成19年度に導入した新人事制度により給与抑制策を継続している。令和5年度の対国家公務員年齢・地域・学歴勘案ラスパイレス指数は102.2（前年度101.9）と、国家公務員とほぼ同一の水準を維持している。

(2) 理事長の報酬水準の妥当性

理事長は、機構の代表としてその業務を総理し、法人経営に関する最終的な責任と権限を有する。機構が目的とする農畜産業及び関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与するため、経営安定対策、需給調整・価格安定対策、緊急対策、情報収集提供業務等を統括しつつ、

関係機関との連携を図るなど、強いリーダーシップを発揮し、機構の業務を的確に遂行している。

報酬は、行政事業型の成果目標達成法人の長の平均報酬水準（19,066千円）を下回っており、妥当であると考ええる。

（3）随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

自律的な調達合理化のため、「競争入札の拡大」と真に必要な場合を除く「一者応札の解消」を重点取組事項としている。

新たな随意契約に際しては、機構内に設置した「随意契約等審査委員会」による事前審査、外部有識者と監事で構成する「契約監視委員会」での点検・審議を実施している。やむを得ず随意契約とする場合も一般競争入札に準じた予定価格作成を通じて価格の妥当性を十分検証した上で交渉する姿勢を徹底している。

令和5年度の契約件数は287件、契約金額は185億円で対前年度比44億円の増額となっている。増額の主要因は輸入乳製品の価格上昇によるものである。このうち競争性のある契約は201件で183億円、競争性のない随意契約が86件で3億円であった。

一者応札は、契約件数47件で8億円と、対前年度比で件数4件減、金額2億円の増額となっている。47件のうち23件がシステム保守業務委託関連、15件が海外での調査業務委託であり、ほとんどが契約相手の選択肢に限られる専門性の高い分野であり、増額の主要因は、システム保守業務委託の一部において一者応札になったことによるものであり、妥当な契約内容と考える。

5 その他、特に留意して監査した事項

役職員等が業務の特性を理解し、緊張感とより高いモチベーションを持って業務に邁進できるよう、業務を的確に執行する前提としての適正な組織運営の観点からの内部統制及び業務改善を進めている。

また、機構の関係先（出資先、補助事業実施主体等）に関する懸案事項についても注視して対応している。

（1）人事関連について

令和元年度以降、能力・実績重視の人事と給与への適切な反映、人的資源の充実とその有効活用に継続的に取り組んでいる。

ア 目標の「困難度・重要度」を評価要素として織り込む等のメリハリの利いた人事評価を心掛けている。

イ 人事異動については担当理事の意見を踏まえ、生産現場への行政サービス向上と職員個々の能力を最大化出来得る適材適所の人員配置を心掛けている。シニア職員の人財活用の観点から、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）に準じ、令和6年度より定年の段階的引き上げ、処遇改善を図るべく人事諸規程を改正した。

今後の機構運営にはシニア層の活躍も不可欠であり、各人の適性や専門性に沿った目標設定・職務執行とともに、蓄積されたノウハウの継承が重要と考える。

ウ 職員の業務遂行能力向上のため、階層別・部門別・ITリテラシー向上・女性活躍などの研修が実施され、内容の充実も図られた。令和6年度も職員の更なる業務遂行能力向上のため、時代に即し実務に役立つ研修内容を期待する。

令和6年3月に「えるぼし認定」をいち早く取得し、引き続き上位の「プラチナえるぼし」や「くるみん認定」を取得するべく取り組んでいる。

（2）双方向コミュニケーションに向けた取組

ア 理事長との直接・定期的打合せの実施

令和5年度は、理事長と監事の打合せを計4回実施し、機構が対処すべき課題や取り巻くリスクについて意見交換するとともに、改めて理事長の業務運営方針を聴取した。今後もぜひ継続実施したい。

理事長が自らの言葉で語る役職員等との直接のコミュニケーションは、トップの考えや思いを浸透させ、健全な組織運営に有効であることから、今後も機会を捉えて是非実施いただきたい。理事長によるシニア層との個別面談等も随時行われており、風通しの良い、自由に意見を言える職場作りのために双方向のコミュニケーションを益々増やすよう、対応いただきたい。

イ 即一報体制の整備

業務中に異例特殊事態及びその兆候に気付いた場合に、「即一報」

を徹底することを決定した。即一報後の経過報告・最終結論・再発防止施策を通じて、役職員の異例特殊事態への感度を高め、危機回避能力の向上にも繋げるものとして令和5年8月に運用を開始し、機構内の周知徹底を図っている。

(3) 業務品質・効率の改善

PMO及びPJMOを新設するとともに、ITリテラシー向上のため各種システム研修を実施した。

電子決裁システムの導入により、令和5年10月1日からペーパーレス化・押印廃止が図られた。また、DX水準底上げのため令和6年3月にDX推進方針を策定し、各セグメント代表メンバーによるDX検討チームを立ち上げ、業務改善に向け検討を開始した。

適性と意欲ある人材を選抜し、現在の所属部署と併任で投入する「組織横断」の人事施策も始まっており、今後も必要に応じて形を変える柔軟さを持った機構組織の運営を進めていただきたい。

一方で、即一報体制の整備もあり、業務上のミスの報告件数が令和4年度に比べ増加している。特に公表資料・データの誤りの増加が顕著であった。「契約野菜安定供給事業及び契約野菜収入確保モデル事業に係る平均取引価額の算定誤りについて(お詫び)」(令和5年11月10日公表)においては、関係する道県・契約野菜生産者にお詫びと事情説明を実施し、問題収束に向け対応中である。関係者と早期に円満解決できるよう努めてもらいたい。

ミス発生時には即一報体制の下、情報を共有し、類似ミスも含め再発防止に努めると同時にDXを推進し、業務品質・効率の改善に取り組んでもらいたい。

ネットワークシステム全体の保全管理に、社外アドバイザーを起用してセキュリティレベルの向上を目指し、事務負担軽減と正確性を求めて消費税確定申告書作成業務及び税務相談業務を税理士会に、社会保険関連手続を社会保険労務士に委託と、外部リソースの積極的な活用も行なわれている。

(4) コンプライアンスの推進

令和5年度も年2回の「コンプライアンス推進週間」において、役職員等全員参加を前提にコンプライアンスチェックによる理解度の

確認等に取り組んだ。このほかにも、eラーニング研修、外部講師研修、アンケート調査、自己点検等が実施された。また、昨年度の監事による役職員へのインタビュー等で、「もっと気軽に利用できる相談窓口が欲しい」との意見が複数聞かれていたことに対し、「なんでも相談デー」の設置という形で迅速な対応をしたことで、コンプライアンスに関する機構の意識の高さを改めて役職員等に示す結果ともなった。機構役職員等のコンプライアンス意識は引き続き非常に高く、基本的な運用面で特に懸念すべき留意点等はない。

(5) 機構としての関係先に関する懸案事項

食肉センター等26者の機構出資先に対する令和4年度決算ヒアリング等により、取り巻く環境及び経営状況の把握に努めた。出資先は、畜産農家の減少、電熱費高騰、施設老朽化、人員不足等さまざまな課題を抱えていると同時に、食肉輸出拡大への期待が大きい。引き続き出資先及び農林水産省等関係者と経営課題の共有に努めてもらいたい。

6 監事所見

監査結果に述べたとおり、業務執行上重要な問題は見受けられない。ただし、さまざまな取り組むべき課題は山積していると思われる。令和6年度も理事長のリーダーシップの下、ガバナンスを効かし、全役職員は、意見を交わしやすく満足度の高い職場作りに努め、DXを推進し、コスト意識を持って業務改善に取り組み、ステークホルダーとは連携を強化し、食料の安定供給に関わる業務を通じて国民へのより良いサービスの実現に向けて最善を尽くしてもらいたい。

令和6年6月21日

独立行政法人農畜産業振興機構

監事 守山 郁雄

監事 渡邊 雅一